

京都市告示第444号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和6年10月10日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

合同会社鈴蘭（代表社員 山田 末良）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市上京区小川通一条上る革堂町583番地 クレメント御所西201号

3 事業所の名称

相談支援事業所すずらん

4 事業所の所在地

京都市上京区葎屋町通一条上る晴明町828番地

V i n e O a k G e n e r a l 1 0 7号

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

令和6年10月1日

7 事業所番号

2630281430

(保健福祉局障害保健福祉推進室)